

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第43号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成17年総社市規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
(特別休暇) 第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。 (1)～(18) 略 (19) 条例第16条第1項に規定する <u>要介護者</u> (以下「要介護者」という。)の介護その他任命権者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間  (20)～(22) 略 2 略	(特別休暇) 第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。 (1)～(18) 略 (19) 条例第16条第1項に規定する <u>日常生活を営むのに支障がある者</u> (以下この号において「要介護者」という。)の介護その他任命権者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間  (20)～(22) 略 2 略

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第19条 条例第16条第1項のその他規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者<del>にあつては、職員と同居しているものに限る。</del>)とする。</p> <p>。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第16条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿(様式第2号)に記入して、任命権者に対し行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第6項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。</u></p> <p>5 <u>職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿(様式第2号)に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。</u></p> <p>6 <u>任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。</u></p> <p>7 <u>第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第22条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第19条 条例第16条第1項のその他規則で定める者は、次に掲げる者<del>であつて、職員と同居しているものとする。</del></p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。</u></p> <p>4 <u>1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻で半日勤務時間の範囲内とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>8 <u>指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。</u></p> <p><u>第19条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。</u></p> <p>2 <u>1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した半日勤務時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該半日勤務時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u></p> <p><u>（介護時間）</u></p> <p><u>第19条の3 介護時間の単位は、30分とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（総社市職員の育児休業等に関する条例（平成17年総社市条例第31号）第20条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u></p> <p>（介護休暇及び介護時間の承認）</p> <p>第22条 任命権者は、<u>介護休暇又は介護時間の請求</u>について、<u>条例第16条第1項又は第16条の2第1項</u>に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</p> <p>（介護休暇及び介護時間の請求）</p> <p>第25条 <u>介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに<u>休暇簿（様式第2号又は様式第3号）</u>に記入して任命権者に請求しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の任命権者が定める場合には、任命権者が定める期間）について一括して請求しなければならない。</u></p> <p>（休暇事由の確認）</p>	<p>（介護休暇の承認）</p> <p>第22条 任命権者は、<u>介護休暇の請求</u>について、<u>条例第16条第1項</u>に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</p> <p>（介護休暇の請求）</p> <p>第25条 <u>介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに<u>介護休暇簿（様式第2号）</u>に記入して任命権者に請求しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、<u>条例第16条第2項</u>に規定する介護を必要とする1の継続する状態</u>について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。</p> <p>（休暇事由の確認）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第26条 <u>任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類(病気休暇の場合は医師の診断書、その他の休暇の場合で引き続き7日以上であるときは、その理由を明らかにする書類)の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>様式第2号(第19条、第25条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第3号(第25条関係)</u> (別紙のとおり)</p>	<p>第26条 病気休暇、特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類(病気休暇の場合は医師の診断書、その他の休暇の場合で引き続き7日以上であるときは、その理由を明らかにする書類)の提出を求めることができる。</p> <p><u>様式第2号(第25条関係)</u> 略</p>

(総社市育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則の一部改正)

第2条 総社市育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則(平成17年総社市規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条号」という。)が存在する場合は、当該移動号を当該移動後条号とし、移動号に対応する移動後条号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後条号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後条号(以下この条において「追加条号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示、削除号及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示、追加条号並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略 <u>(条例第8条の3第1項の規則で定める者)</u> <u>第2条の2 条例第8条の3第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2</u></p>	<p>(定義) 第2条 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u>  （育児を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第3条 任命権者は、次に掲げる職員がその子（<u>条例第8条の3第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。</u>以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設に当該子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるために赴く職員その他これに準じる職員として任命権者が認めたもの</p> <p>第5条 第3条の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合は、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）略</p> <p>（4）<u>当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u></p> <p>（5）<u>第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が</u></p>	<p>（育児を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第3条 任命権者は、次に掲げる職員がその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設に当該子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるために赴く職員その他これに準じる職員として任命権者が認めたもの</u></p> <p>第5条 第3条の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合は、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）<u>前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第3条に規定する職員に該当しなくなった場合</u></p> <p>（4）略</p>

改正後	改正前
<p><u>第3条に規定する職員に該当しなくなった場合</u> 2～4 略</p> <p>第8条 深夜勤務制限請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1)～(4) 略 (5) <u>当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)</u>又は<u>養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u> 2～4 略</p> <p>第11条 超過勤務制限請求がされた後超過勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったとみなす。 (1)～(3) 略 (4) <u>当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)</u>又は<u>養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u> 2～4 略 (介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)</p> <p>第12条 第3条から前条まで(第5条第1項第3号から第5号まで、第8条第1項第3号から第5号まで並びに前条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、条例第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第3条中「次に掲げる職員がその子(条例第8条の3第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。以下同じ。)</p>	<p>2～4 略</p> <p>第8条 深夜勤務制限請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第11条 超過勤務制限請求がされた後超過勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったとみなす。 (1)～(3) 略</p> <p>2～4 略 (介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)</p> <p>第12条 第3条から前条まで(第5条第1項第3号及び第4号、第8条第1項第3号及び第4号並びに前条第1項第3号を除く。)の規定は、条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第3条中「次に掲げる職員がその子を養育」とあるのは「条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が当該要介</p>

改 正 後	改 正 前
<p>を養育」とあるのは「条例第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が当該要介護者を介護」と、第5条第1項第1号、第8条第1項第1号及び前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第5条第1項第2号、第8条第1項第2号及び前条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第2項中「次の各号」とあるのは「前条第1号及び第2号」と読み替えるものとする。</p> <p><u>様式第1号（第4条、第7条、第10条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第2号（第5条、第8条、第11条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>護者を介護」と、第5条第1項第1号、第8条第1項第1号及び前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第5条第1項第2号、第8条第1項第2号及び前条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第2項中「次の各号」とあるのは「前条第1号及び第2号」と読み替えるものとする。</p> <p><u>様式第1号（第4条、第7条、第10条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第5条、第8条、第11条関係）</u> 略</p>

（総社市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第3条 総社市職員の育児休業等に関する規則（平成17年総社市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業計画書）</p> <p>第3条 条例第3条<u>第5号</u>の育児休業計画書の様式は、<u>様式第2号</u>のとおりとする。</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第2号（第3条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>（育児休業計画書）</p> <p>第3条 条例第3条<u>第4号</u>の育児休業計画書の様式は、<u>様式第2号</u>のとおりとする。</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第3条関係）</u> 略</p>

改 正 後	改 正 前
<u>様式第3号（第6条関係）</u> （別紙のとおり）  <u>様式第4号（第16条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第3号（第6条関係）</u> 略  <u>様式第4号（第16条関係）</u> 略

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

様式第2号（第19条・第25条関係）

休 暇 簿（介護休暇用）

所属		氏名	
----	--	----	--

要介護者に関する事項	氏名		要介護者の状態及び具体的な介護の内容
	続柄		
	同・別居	同居 別居	
	介護が必要となった時期 年 月 日		

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定														
第1回					第2回					第3回				
申出の期間	申出日	本人印	決裁印	期間	申出の期間	申出日	本人印	決裁印	期間	申出の期間	申出日	本人印	決裁印	期間
年月日から 年月日まで				月日	年月日から 年月日まで				月日	年月日から 年月日まで				月日
備考					備考					備考				

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮														
第1回					第2回					第3回				
延長・短縮後の末日	申出日	本人印	決裁印	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	申出日	本人印	決裁印	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	申出日	本人印	決裁印	延長・短縮後の期間
(年月日から) 年月日まで				月日	(年月日から) 年月日まで				月日	(年月日から) 年月日まで				月日
(年月日から) 年月日まで				月日	(年月日から) 年月日まで				月日	(年月日から) 年月日まで				月日
備考					備考					備考				





様式第3号（第25条関係）

休 暇 簿（介護時間用）

所属		氏名	
----	--	----	--

要介護者に 関する事項	氏名		要介護者の状態及び具体的な介護の内容
	続柄		
	同・別居	同居 別居	
	介護が必要となった時期 年 月 日		
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで			

休 暇（介護時間）の請求・承認

月日	副市長				請求の期間			請求年月日	本人印
					年月日	時間	日・時間数		
					年月日から 年月日まで	毎日 その他 ( )	時分~時分 時分~時分		
					年月日から 年月日まで	毎日 その他 ( )	時分~時分 時分~時分		
					年月日から 年月日まで	毎日 その他 ( )	時分~時分 時分~時分		
					年月日から 年月日まで	毎日 その他 ( )	時分~時分 時分~時分		
					年月日から 年月日まで	毎日 その他 ( )	時分~時分 時分~時分		



請求年月日 年 月 日

(任命権者) \_\_\_\_\_ 様

次のとおり  養育  介護 のため  早出遅出勤務  深夜勤務の制限  超過勤務の制限 (条例  第9条第2項  第9条第3項) を請求します。

請求者 所 属 \_\_\_\_\_  
職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	..... (続柄等: )	
	子の生年月日	年 月 日	日生( <input type="checkbox"/> 出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷, 疾病, 身体上又は精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては, 14週間)又は産後8週間以内である。	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	早出遅出勤務	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日
	深夜勤務の制限	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎週 曜日
	超過勤務の制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> その他( )
5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業	(理由)	
	時 分 終業		

(注)

1 について

① 「続柄等」欄には, 請求に係る子又は要介護者と請求者との続柄等(請求に係る子が規則第3条に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては, その事実。)を記入する。

② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は, 子を養育するために請求する場合において記入する。なお, 請求に係る子が請求の際に出生していない場合には, 「子の生年月日」欄に「出産予定日」を記入し, 「出産予定日」の  にレ印を記入する。

2 について

① この欄は, 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。

② 「深夜において就業している」とは, 深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3 について

この欄は, 要介護者を介護するために請求する場合において記入する。

4 について

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合には, 当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。

5 について

この欄の始業及び終業の時刻は, あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち, 請求するものを記入する。

様式第2号(第5条, 第8条, 第11条関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日届出

(任命権者)

様

所 属

職 名

氏 名

次のとおり

- 早出遅出勤務
- 深夜勤務の制限
- 超過勤務の制限

に係る

- 子の養育
- 要介護者の介護

の状況について

変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した。
- 職員の子でなくなった。
  - ( 離縁       養子縁組の取消し       家事審判事件の終了
  - 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
- 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。
- 子と同居しなくなった。
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。

(理由 : )

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由 )

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

様式第1号(第2条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

様

所 属

職氏名

次のとおり育児休業の承認を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

請求に係る子の氏名	男・女
請求に係る子の生年月日	年 月 日
請求者との続柄等	
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長
再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な理由	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類－承認に係る子の戸籍抄本等，続柄がわかる書類

様式第2号(第3条関係)

<p>育 児 休 業 計 画 書</p>			
<p>年 月 日</p>			
<p>様</p>			
<p>所 属</p>			
<p>職氏名</p>			
<p>総社市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号の規定に基づき,再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので,育児休業の計画について次のとおり提出します。                  なお,記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。</p>			
<p>1 育児休業の承認の請求に係る子</p>			
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
<p>2 請求者の育児休業計画</p>			
育 児 休 業 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の育児休業請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
<p>3 配偶者の養育計画</p>			
配 偶 者 の 氏 名			
養 育 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
子を養育するために利用する制度等	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 <input type="checkbox"/> その他(                      )		
<p>4 備 考</p>			

養育状況変更届

年 月 日

様

所属

職氏名

次のとおり 育児休業 部分休業 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 休業に係る子が死亡した。
- 休業に係る子と離縁した。
- 休業に係る子との養子縁組が取り消された。
- 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- 休業に係る子を養育しなくなった。
  - 同居しなくなった。 負傷, 疾病 その他
- 休業に係る子を配偶者が養育できることとなった。
- その他( )

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

様式第4号(第16条関係)

部分休業承認請求書

年 月 日

様

所 属  
職氏名

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄 等		子との同, 別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日	就 業 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 託児の 態様	<input type="checkbox"/> 託児施設 <input type="checkbox"/> その他 託児時間( 時 分～ 時 分) 託児時間( 時 分～ 時 分)		
4 通勤時 間	時間 分		
5 請求期 間及び時 間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
6 備考			